独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律 の整 備に関する法律

(独立: 一行 政法 〔人農業 生物 系特定 産業技術 研 究機 構 法  $\mathcal{O}$ 部改正)

第 一 条 独立行 政法人農業・ 生物系特定産業技術研究機構法 (平成十一年法律第百九十二号)の一部を次の

ように改正する。

題名を次のように改める。

独 立行: 政 法人農業・食品産業技術総合研 究機 構法

目 次 中 第 九 条」 を 「第八条」 に、 「役員 (第十条—第十二条) を 「役員及び職員 (第九 条 第十三

「第十三条―第十八条」を「第十四条―第十七条」に、「第十九条―第二十四条」

条―第二十三条」に、 「第二十五条」を「第二十四条・第二十五条」に改める。

条)」に、

産業技術総合研究機構」に改める。

第一

条及び第三条中

「独立行政法人農業・

生物系特定産業技術研究機構

を

「独立行政法人農業・食品

第四条第一項を次のように改める。

独立行 政法人農業 食品産業技術総合研究機構 ( 以 下 「研究機構」という。) は、 農業及び食品産業

を

「第十八

に関 する技術・ 上の総合的 な試験及び研究等を行うことにより、 農業及び食品 産業に関する技 3術の向・ 上に

寄与するとともに、 民間等において行わ れ る生 物 系特 定産 業技術に関する試 験 及び 研 究  $\mathcal{O}$ 促 進 に関 する

業務を行うことにより、 生物系特定産業技術の高度化に資するほか、 近代的な農業経営に関する学理及

び 技術の教授を行うことにより、 農業を担う人材の育成を図ることを目的とする。

第五条を削り、第六条を第五条とする。

第七 条第三項 中 「第十四条各号」を「第十五条各号」に改め、 同条第四 1項中 「第十四条第二号」 を 「第

十五条第二号」 に改め、 同条を第六条とし、 第八条を第七条とし、 第九条を第八条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第十条を第九条とし、 第十一条を第十条とし、 第十二条を第十一条とする。

第十六条を削る。

第十五 条第 項中 「第三号」を「第二号」に、 「第十三条」を 「第十四条」 に改 め、 同 条第二 一項中 「前

条第三号」を 「前条第二号」に改め、 同条第四項中 「前条第二号」 を 「前条第三号」に改 め、 同 条第 五 項

「前条第二号」を「前条第三号」に、 「前条第三号」を「前条第二号」に改め、 同条を第十六条とする。

中

第十四条第 号中 「第三号までに掲げる業務及び」を 「第四号まで及び第十号に掲げる業務並びに」に

改め、 同 条第二号中 前 条第 項第四 | 号か ら第七号まで」 を 前 条第 項第五号」 に改 め、 同 条第三号中

「前条第一項第八号」 を「前条第一項第六号から第九号まで」に改め、 同条を第十五条とする。

第十三条第 一項第一号中 「農業」 を 「農業及び食品産業」に改め、 同項第二号中 「農業」を 「農業生産

に関する技術、 農業工学に係る技術その他の農業」 に、 「技術上」 を 「技術及び 食品産業に関する技術に

つい て」に、 調 査 分析、 鑑 定並 び に を 並 びに 調 査並びにこれらに関連する分析、 鑑定及び」

改め、同項第四号を次のように改める。

几 試 験 及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布を行うこと。

第十三条第 一項中第九号を第十一号とし、 第八号を削り、 第七号を第九号とし、 同号の次に次の一号を

加える。

十 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うこと。

第十三条第 項第六号を同 項第八号とし、 同 .項第 五 号中 **(**政 府 及び 独立行 政 法 人を いう。 次号に

て同じ。 を削り、 同号を同項第七号とし、 同項第四号の次に次の二号を加え、 同条を第十四条とする。

に

五. 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、 その成果を普及すること。

六 生物 系 特定産業技術に関する試 験及び研究を政 府等 (政府 及び独立行政法人をいう。 以下この項に

お いて同じ。) 以外の者に委託して行い、 その成果を普及すること(前号に掲げる業務に該当するも

のを除く。)。

第二章に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十二条 研 究 機構  $\mathcal{O}$ 役員及び職 員 は、 職務上知ることのできた秘密を漏らし、 又は盗用してはならない

その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十三条 研究機構 の役員及び職員は、 刑法 (明治四十年法律第四十五号) その他の罰則の適用について

は、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十七条を削る。

第十八条中 「第十四条第二号」を「第十五条第三号」に改め、 同条を第十七条とする。

第十九条第 項を次のように改める。

農林水産 大臣 は、 次に 掲げるときは、 研究機 構 に対し、 第十四条第一項第一号及び第二号に掲げ

務のうち必要な試験及び研究、 調査、 分析又は鑑定を実施すべきことを要請することができる。

農作物、 家畜又は家きんに重大な被害が生じ、 又は生ずるおそれがあると認められる場合において

当該被害 の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があると認めるとき。

を著しく害すると認められる場合において、 般消費者の利益を保護するため緊急  $\mathcal{O}$ 必要が あると認

めるとき。

品

質 が

適

正でな

\ \

食品

が流通

Ĺ

又は

流

通するおそれ

が

なあり、

これを放置

しては

般消費者

 $\mathcal{O}$ 利 益

第四章中第十九条を第十八条とし、第二十条第二項中「第十四条第二号」を「第十五条第二号」 に改め

同条を第十九条とする。

第二十一条第 一項中 「第十四条第一号」を 「第十五条第 号 に改め、 同条第二項中 「第十四条第二号

を 「第十五 条第二号」 に改 め、 同条を第二十条とする。

第二十二条第一項第一号中「第七条第二項、第十六条第一項又は第十七条第一項」を「第六条第二項」

に改め、 同項第二号中 「第十五条第一項」を 「第十六条第一項」 に改め、 同条第二 一項中 「第十四条第二号

」を「第十五条第二号」に改め、同条を第二十一条とする。

五条第二号」に改め、 第一号」を「第十五条第一号」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「第十四条第二号」を「第十 第二十三条第一項第二号中「第十四条第二号」を「第十五条第二号」に改め、 同項第七号中 「第十四条第四号」を 「第十五条第四号」 に改め、 同項第三号中「第十四条 同条を第二十二条

第二十四条第一項及び第三項中 「独立行政法人農業 ·生物系特定産業技術研究機構法」 を「独立行政法

とする。

人農業・食品産業技術総合研究機構法」に改め、 同条を第二十三条とする。

第二十五条第二号中「第十三条」を「第十四条」に改め、 第五章中同条の前に次の一条を加える。

第二十四条 第十二条の規定に違反して秘密を漏らし、 又は盗用した者は、 年以下の懲役又は三十万円

以下の罰金に処する。

(独立行政法人水産総合研究センター法の一部改正

第二条 独立行 政法人水産総合研究センター法 (平成十一年法律第百九十九号) の一部を次のように改正す

目 次 中 「第六条」 を 「第五条」 に、 「役員 (第七条 第九条)」 を 「役員及び職員 (第六条 第十条)

に、 「第十条―第十三条」を「第十一条―第十四条」に、 「第十四条・第十五条」を 「第十五条・

六条」に、「第十六条」を「第十七条・第十八条」に改める。

第三条第一

項中

「は、

水産に関する」

の 下 に

「 技 術

の向

上に寄与するための」

を加え、

「ことにより、

水産 に関する技 術  $\mathcal{O}$ 向 上に寄与する」を「とともに、 さけ類及びます類の ふ化及び放流を行う」 に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七条を第六条とし、 第八条を第七条とし、 第九条を第八条とする。

第十六条第 号 中 「第十条」を「第十一条」に改め、 同条第二号中 「第十三条第一項」 を 「第十四条第

項」 に改 め、 同 条を第十八条とし、 第五 章中 同 条  $\mathcal{O}$ 前 に · 次 の 一 条を加え える。

第十七 条 第九 条の 規定に違反して秘密を漏らし、 又は盗用した者は、 年以下の懲役又は三十万円以下

の罰金に処する。

第四章中第十五条を第十六条とする。

第十 兀 条第 項 中 「第十条第一項第一号」を「第十一 条第 一項第一号」 に改め、 同条を第十五条とする。

第十三条第 一項中 「第十条第一項」を「第十一条第一項」 に改め、 第三章中同条を第十四条とする。

第十二条第一号中 「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、 同条第二号中「第十条第二項」を

第十一条第二項」に改め、 同条を第十三条とし、 第十一条を第十二条とする。

第十条第一 項第四号中 「前三号」を「前各号」 に改め、 同号を同項第五号とし、 同項第三号の次に次の

号を加え、同条を第十一条とする。

兀 さけ類及びます類のふ化及び放流 (個体群の維持のためのものに限る。) を行うこと。

第二章に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九 条 セン タ ] 0) 役員 及び職員 は 職務 上知ることのできた秘密を漏らし、 又は盗用してはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 センタ の役員及び職員 は、 刑法 明 治四十年 法律第四十五号) その 他 の罰則 の適用 に つい ては

法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人種苗管理センター法の一部改正)

第三条 独立行 政法人種 苗管理センター 法 (平成十一年法律第百八十四号) の一部を次のように改正する。

目 次 中 「第六条」 を 「第五条」に、 「役員 (第七条 ―第九条)」を「役員及び 職員 (第六条-―第十条)

に、 「第十条 • 第 十 --条」 を 「第十一条・第十二条」に、 「第十二条」 を 「第十三条」に、 「第十三条

を「第十四条・第十五条」に改める。

第三条中「その他の農作物」を「及びさとうきび」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七条を第六条とし、 第八条を第七条とし、 第九条を第八条とする。

第十三条第 号 中 「第十条」を「第十一 条 に 、改め、 同 条第二号中 「第十一条第一項」を「第十二条第

項」に改め、 同条を第十五条とし、 第五章中同 『条の前 に次の一条を加える。

第十四条 第九 条の規定に違反して秘密を漏らし、 又は盗用した者は、 年以下の懲役又は三十万円以下

の罰金に処する。

第四章中第十二条を第十三条とする。

第三章中第十一条を第十二条とし、第十条第一項第三号中「、 茶樹」を削り、 同条を第十一条とする。

第二章に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九 条 セン タ  $\mathcal{O}$ 役員 及び 職員 は、 職務上知ることのできた秘密を漏らし、 又は盗用してはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 センタ 一の役員及び 職員は、 刑法 (明治四十年法律第四十五号) その他の罰則の適用については

法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人家畜改良センター法の一部改正

第四条 独立行政法人家畜改良センター法 (平成十一年法律第百八十五号) の一部を次のように改正する。

目次中 「第六条」を 「第五条」に、 「役員 (第七条 第九条)」を「役員及び職員 (第六条 -第十条)

に、 「第十条・第十 一条」を「第十一条・第十二条」に、 「第十二条」を「第十三条」に、 「第十三条

を 「第十四条・第十五条」に改める。

第六条を第五条とする。

第四条を削

り、

第五条を第四条とし、

「第二章 役員」を 「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七条を第六条とし、 第八条を第七条とし、 第九条を第八条とする。

項」に改め、 同条を第十五条とし、 第五章中同条の前に次の一条を加える。

第十三条第

号中

「第十条」を「第十一条」

に改め、

同条第二号中

「第十一条第一項」を「第十二条第

第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、 又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下

0) 罰 金に処する。

第四章中第十二条を第十三条とする。

第三章中第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第二章に次の二条を加える。

## (役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 セン タ  $\mathcal{O}$ 役員 及 び 職員 は、 職務 上知ることのできた秘密を漏らし、 又は盗用 してはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 センタ ĺ の役員及び 職員は、 刑法 (明治四十年法律第四十五号) その他の罰則の適用については

法令により公務に従事する職員とみなす。

独 立 一行 政法 人林 木育 種 セ ン タ 法  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第五条 独立行 政法人林木育種センター 法 (平成十一年法律第百八十九号) の一部を次のように改正する。

目 次 中 「第六条」 を 「第五条」に、 「役員 (第七条—第九条)」 を「役員及び職員 (第六条-第十条)

に、 第十条 第十一条」 を「第十一条・第十二条」に、「第十二条」を 「第十三条」に、 「第十三条

を「第十四条・第十五条」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七条を第六条とし、 第八条を第七条とし、 第九条を第八条とする。

第十三条第 号 中 「第十条」を「第十一 条 に 改 め、 同 条第二号中 「第十一条第一項」 を 「第十二条第

項」に改め、 同条を第十五条とし、 第五章中 同 6条の前 に次の一条を加える。

第十四条 第九 条の規定に違反して秘密を漏らし、 又は盗用した者は、 年以下の懲役又は三十万円以下

の罰金に処する。

第四章中第十二条を第十三条とする。

第三章中第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第二章に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九 条 セン タ ーの役員及び 職員 は、 職務上知ることのできた秘密を漏らし、 又は盗用してはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 センター の役員及び職員は、 刑法 (明治四十年法律第四十五号) その他の罰則の適用については

法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人水産大学校法の一部改正)

第六条 独立行 政法人水産大学校法 (平成十一年法律第百九十一号) の一部を次のように改正する。

目次 中 「第六条」を 「第五条」に、 「役員 (第七条 ―第九条)」を「役員及び職員 (第六条 -第十条)

に、 第十条・第十一条」 を「第十一条・第十二条」に、 「第十二条」を 「第十三条」に、 「第十三条

を「第十四条・第十五条」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七条を第六条とし、 第八条を第七条とし、 第九条を第八条とする。

第十三条第一 号 中 「第十条」を 「第十一条」に改め、 同条第二号中 「第十一条第一項」 を 「第十二条第

項」 に改 め、 同 条 を第十五条とし、 第五 章中 同 条  $\mathcal{O}$ 前 に · 次 の 一 条を加え える。

第十 应 · 条 第九 条の 規定に違反して秘密を漏 らし、 又は盗用した者は、 年 以下の懲役又は三十万円以下

の罰金に処する。

第四章中第十二条を第十三条とする。

第三章中第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第二章に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 大学校の役員及び 職員は、 職務上知ることのできた秘密を漏らし、 又は盗用してはならない。 そ

の職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 大学校の役員及び職員は、 刑法 (明治四十年法律第四十五号) その他の罰則の適用については、

法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人農業生物資源研究所法の一部改正)

第七 条 独立行: 政 以法人農業 業生 物 資源研究 所法 (平成十一年法律第百九十三号)の一 部を次のように改正する。

目 次 中 「第六条」 を 「第五 条」 に、 「役員 (第七 条 第九条) を 「役員及び 職員 (第六条 第十条)

に、 「第十条・第十一条」を「第十一条・第十二条」に、「第十二条」を「第十三条」に、 「第十三条

」を「第十四条・第十五条」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七条を第六条とし、 第八条を第七条とし、 第九条を第八条とする。

第十三条第一

号 中

「第十条」を「第十一条」に改め、

同条第二号中

「第十一条第一項」

を「第十二条第

項」 に改め、 同 条を第十五条とし、 第五 章中 同 条  $\mathcal{O}$ 前 に 次の一 条 を加 える。

第十 应 条 第九 条の 規定に違反して秘密を漏 5 又は盗用した者は、 年以下の懲役又は三十万円 以下

の罰金に処する。

第四章中第十二条を第十三条とする。

第三章中第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第二章に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九 条 研究所の役員及び職員は、 職務上知ることのできた秘密を漏らし、 又は盗用してはならない。 そ

 $\mathcal{O}$ 職を退い た後も、 同様とする。

役員及び 職 員  $\mathcal{O}$ 地 位

第十条 研究所の役員及び 職員は、 刑法 (明治四十年法律第四十五号) その他の罰則の適用については、

法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法 人農業環境技術研究所法の一 部改正)

第八条 独立行 政 法人農業環境 技術 研 究所法 (平成十一年法律第百九十四号) の 一 部を次のように改正する。

目 次 中 「第六条」 を 「第五条」 に、 「役員 (第七条 第九条)」 を 「役員及び 職員 (第六条 一第十

「第十条・第十一条」を「第十一条・第十二条」に、「第十二条・第十三条」を「第十三条・第十

四条」 に、 「第十四条」を「第十五条・第十六条」に改める。

に、

第四 条を削り、 第五条を第四条とし、 第六条を第五条とする。

第二章 役員」 を 「第二章 役員及び職員」 に改める。

第二章中第七 条を第六条とし、 第八条を第七条とし、 第九条を第八条とする。

第十四条第一 号 中 「第十条」を「第十一条」に改め、 同条第二号中「第十一条第一項」を「第十二条第

項 に改め、 同条を第十六条とし、 第五 立章 中 一 同 条 の前 に次の一 条を加える。

第十五 条 第九 条の 規 定に 違反して秘密を漏 5 又は 盗用した者 は、 年 以下の 懲役又は三十万円以下

の罰金に処する。

第四章中第十三条を第十四条とする。

第十二条第一 項中 「第十条第一号」を 「第十一条第一号」に改め、 同条を第十三条とする。

第三章中第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第二章に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九 条 研究所の役員及び職員は、 職務上知ることのできた秘密を漏らし、 又は盗用してはならない。 そ

の職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 研究 所  $\mathcal{O}$ 役員 及び 職 員 は、 刑 法 (明治四十年法律第四十五号) その他 の罰則の 適用については、

法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人国際農林水産業研究センター法の一部改正

第 九 条 独 <u>\f</u> 行 政 法 人国 『際農林-水産 業 研 究セ ン ター 法 平 成十一年法律第百九十七号) の <u>ー</u> 部を次のように

改正する。

目 次中 「第六条」を 「第五条」に、 「役員 (第七条 第九条)」を「役員及び職員 (第六条 第十条)

に、 第十条・第十一条」を「第十一条・第十二条」に、 「第十二条」を 「第十三条」に、 「第十三条

を「第十四条・第十五条」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七条を第六条とし、 第八条を第七条とし、 第九条を第八条とする。

第十三条第一 号 中 「第十条」を「第十一条」に改め、 同 条第二号中 「第十一条第一項」 を 「第十二条第

項」 に改 め、 同 条 を第十五条とし、 第五 章中 同 条  $\mathcal{O}$ 前 に 次 0 条を加 える。

第十 应 条 第 九 条  $\mathcal{O}$ 規定に違反して秘密を漏 らし、 又は盗用した者 は、 年 以下の懲役又は三十万円以下

の罰金に処する。

第四章中第十二条を第十三条とする。

第三章中第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第二章に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 センターの役員及び職員は、 職務上知ることのできた秘密を漏らし、 又は盗用してはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 センターの役員及び職員は、 刑法 (明治四十年法律第四十五号) その他の罰則の適用については

法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人森林総合研究所法の一部改正)

第十条 独立行: 政 法人森林総合研究 所法 (平成十一年法律第百九十八号) の一部を次のように改正する。

目 次 中 「第六条」 を 「第五 条」 に、 「役員 (第七条 第九条)」 を 「役員」 及び 職員 (第六条 第十条)

に、 「第十条・第十一条」を「第十一条・第十二条」に、「第十二条・第十三条」を「第十三条・第十

四条」に、「第十四条」を「第十五条・第十六条」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第十四条第 第二章中第七条を第六条とし、 号 中 「第十条」を「第十一条」に改め、 第八条を第七条とし、 第九条を第八条とする。 同条第二号中 「第十一条第一項」 を「第十二条第

項」 に改め、 同 条を第十六条とし、 第五 章中 同 条  $\mathcal{O}$ 前 に 次の一 条 を加 える。

第十五 条 第九 条の 規 定に違反して秘密を漏 5 又は盗用した者 は、 年以下の懲役又は三十万円以下

の罰金に処する。

第四章中第十三条を第十四条とする。

第十二条第一 項中 「第十条第一号」 を 「第十一条第一号」に改め、 同条を第十三条とする。

第三章中第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第二章に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九 条 研究 所の役員及び 職員 は、 職務上知ることのできた秘密を漏らし、 又は盗用してはならない。 そ

の職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 研究所の役員及び職員は、 刑法 (明治四十年法律第四十五号) その他 の罰則の適用については、

法令により公務に従事する職員とみなす。

附 則

(施行期日)

第

一条 この法律 は、 平成十八年四月 日 から施行する。ただし、 附則第九条第二項及び第三項、 第十七条

第二項並びに第二十三条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 (C 独 立 行政 法 人農業者大学校、 独立 行 政 法 人農業工 学研究所、 独 立 行 政 法 人

食品 総 合 研 究 所 及 び 独 <u>\f</u> 行 政 法 人さ ゖ ます 資 (源管 理 セ ン タ  $\mathcal{O}$ 職 員 で あ る者 は 別 に 辞 令 を 発 せ 5 れ な

1 限 り、 こ の 法律の 施 行 0 日 (以 下 「施行日」という。) において、 それぞれ、 独立行 政法 人農業者大学

校、 独立 行 政 法 人農業 工 学 研 究 所 及 び 独 立 行 政 法 人 食 品 総 合研 究 所 (以下 "農業者大学校等」

 $\mathcal{O}$ 職 員 に あ 0 7 は 独 立 行 政 法 人 農 業 食 品 産 業 技 術 総 合 研 究 機 構  $\mathcal{O}$ 独 <u>\frac{1}{1}</u> 行 政 法 人 さけ ま す 資 源 管 理 セ

ン タ ]  $\mathcal{O}$ 職 員 12 あ 0 7 は 独  $\frac{1}{\sqrt{\lambda}}$ 行 政 法 人 水 産 総 合研 究 セ ン タ  $\mathcal{O}$ 職 員 となるもの とする。

2  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 (C 独立 行 政 法 人農 業 生 物 系特 定産 業技 術 研 究 機 構 独立 行 政 法 人水産 総 合 研 究

セ ン タ ] 独 <u>\frac{\frac{1}{3}}{1}</u> 行 政 法 人種 描管 理 セ ン ター、 独立 行 政 法 人家畜改 良 セ ン タ 1 独 <u>\frac{\frac{1}{3}}{1}</u> 行 政 法 人林 木育 種 セ

タ 独 7 行 政 法 人 水 産 大学校 独 <u>T</u> 行 政 法 人農 業 生 物 資 源 研 究 所 独 <u>\f\</u> 行 政 法 人 (農業) 環 境 技 術 研 究 所

独 <u>\frac{1}{2}</u> 行 政 法 人 玉 際 農 林 水 産 業 研 究 セ ン タ 及 び 独 立 行 政 法 人 森 林 総 合 研 究 所  $\mathcal{O}$ 職 員 で あ る 者 は 別 12 辞 令

を 発 せ 5 れ な 1 限 り、 施 行 日 12 お 1 て、 引き続きそ れ ぞ れ  $\mathcal{O}$ 独 立. 行 政 法 人 **(**独 立 行 政 法 人 農業 生 物 系 特

定 産 一業技 術 研 究 機 構 に あ 0 7 は 独立 行 政 法 人農 業 食 品 産 業 技 術 総 合研 究機 構  $\mathcal{O}$ 職 員 となるも 0

る。

第三条 前 条  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ り 独 立 行 政 法 人 農 業 食 品品 産 業 技 術 総 合研 究 機 構 独 立 行 政 法 人 水 産 総 合 研 究 セ

タ 1 独 ₩. 行 政 法 人 種 苗 管 理 セ ン タ 1 独 <del>\</del> 行 政 法 人 家 畜 改 良 セ タ 独 <u>\\ \</u> 行 政 法 人 林 木 育 種 セ ン タ

独 <u>\frac{1}{1}</u> 行 政 法 人水産大学校 独立 行 政 法 人農業生 物 資 源 研 究 所、 独 <u>八</u> 行 政 法 人農業環境 技 術 研 究 所 独立

行 と 政 う。 法 人国 際  $\mathcal{O}$ 農 職 林 員 んとな 水 産 業 0 た者 研 究 セ に 対す ン タ る 及び 玉 家 公 独 務 立 員 行 政 法 法 (昭 人 森林 和 一 十 二 総 合 年 研 法 究 所 律 第 以 百二十 下 施施 号) 行 第 日 八 後 十 二  $\mathcal{O}$ 研 究 機 第 構 等 項  $\mathcal{O}$ 

規 定 定により  $\mathcal{O}$ 適 用 に 国家公務員としての身分を失ったことを任 0 ( ) って は 当該 施 行 日 後  $\mathcal{O}$ 研 究 機 構 等  $\mathcal{O}$ 職 .命権者の要請に応じ同項に 員 を同 項に 規定する特 別 職 規定する 玉 家 公務員等と、 る特 別 職 前 家 条

玉

公

務 員等となるため 退 職 したこととみなす。

 $\mathcal{O}$ 

規

第四 条 附 則 第 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 施 行 日 後  $\mathcal{O}$ 研 究 機 構 等  $\mathcal{O}$ 職 員 となる者に対 して は、 玉 家 公 務 員 退 職 手 当法

昭 和 <u>-</u> 八 年 法 律 第 百 八 十二号) に 基 づ < 退 職 手 当 は、 支 給 L な \ \ \

2 施 行 日 後  $\mathcal{O}$ 研 究機 構等は、 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用を受け た当該 施行 日 後  $\mathcal{O}$ 研 究機 構 等  $\mathcal{O}$ 職 員 0 退 職 12 際

第二 退 職 項 手当を支給しようとするときは  $\mathcal{O}$ 規 定に 職 員とみなされる者を含む。 その 者 0 玉 [家公務員退 とし  $\mathcal{O}$ 引き続 職手当法第二条第 1 在 職 期 間 を当該 項に規定 施 す 行 る職 後 員 研 (同 究 機 条

て

た

日

 $\mathcal{O}$ 

構 等  $\mathcal{O}$ 職 員 とし 7  $\mathcal{O}$ 在 職 期 間 とみな L て取 り扱うべ きも Oとする。

より

3 施 行 日  $\mathcal{O}$ 前 日  $\mathcal{O}$ 独  $\frac{1}{\sqrt{2}}$ 行 政 法 人 農 業 生 物 系 特 定 産 業 技 術 研 究 機 構 独 立 行 政 法 人 八農業者-大学 校 独 <u>\forall \tag{\forall} \langle \langle \tag{\forall} \langle \langle \tag{\forall} \langle \langle \tag{\forall} \langle \tag{\forall} \langle \tag{\forall} \langle \tag{\forall} \langle \tag{\forall} \langle \tag{\foral</u> 行

法 人 業工 学研 究 所 独 立 行 政法 人食品 総合研 究所、 独立 一行政法· 人水 産総 合 研 究セン タ ĺ 独 立行 政 法

政

人さけ 行 政 法 人 ます 林 木 資 育 (源管 種 セ 理 ン タ セ ン タ 独 立 独 行 <u>T</u> 政 行 法 政 人 法 水 産大学は 人 種 苗管 校 理 独立 セ ン タ 行 ĺ 政 法 人農 独 <u>寸</u> 行 業 政 生 物 法 資 人家畜改良 源 研 究 所 セ ン 独 タ 立 行 政 独 法 <u>寸</u> 人

農業 環境: 技 術 研 究所、 独立 行 政 法 人 国 際農 林 水 産 業 研 究 セ ン ター 及び 独 立 行 政 法 人 森林 総 合 研 究 所 ( 以 下

施 行 日 前  $\mathcal{O}$ 研 究機 構 等 という。 に 職 員とし て在職する者が、 附 則 第二条 0) 規定に ょ ŋ 引き 続 て 施

行 日 後  $\mathcal{O}$ 研 究 機 構等  $\mathcal{O}$ 職 員となり、 カン つ、 引き続き当 該 施 行 日 後  $\mathcal{O}$ 研 究 機 構 等  $\mathcal{O}$ 職 員とし て 在 職 L た 後 引

き 続 1 7 玉 家 公 務 員 退 職 手 当法 第 二条第 項 に 規 定す る職 員 とな 0 た 場 合 に お け る そ  $\mathcal{O}$ 者  $\mathcal{O}$ 同 法 に 基 づ 1

7 支 給 す る 退 職 手 当  $\mathcal{O}$ 算 定  $\mathcal{O}$ 基 礎 とな る 勤 続 期 間  $\mathcal{O}$ 計 算 に <u>つ</u> 1 て は そ  $\mathcal{O}$ 者  $\mathcal{O}$ 当 該 施 行 H 後  $\mathcal{O}$ 研 究 機 構 等

 $\mathcal{O}$ 職 員 とし 7  $\mathcal{O}$ 在 職 期 間 を 同 項 に 規定する職員とし ての引き続 1 た在 職 期 間 とみなす。 ただ そ  $\mathcal{O}$ 者が

ているときは、この限りでない。

当

該

施

行

日

後

 $\mathcal{O}$ 

研

究機

構等

7を退

職

L

たことにより退職

手当

これ

に相当する給付を含む。

0

支給を受け

4 施 行 日 後  $\mathcal{O}$ 研 究 機 構 等 は 施 行 日  $\mathcal{O}$ 前 日 に 施 行 日 前  $\mathcal{O}$ 研 究 機 構 等  $\mathcal{O}$ 職 員 とし 7 在 職 Ļ 附 則 第 二条  $\mathcal{O}$ 規

定 に ょ n 引 き 続 11 7 施 行 日 後  $\mathcal{O}$ 研 究 機 構 等  $\mathcal{O}$ 職 員 な 0 た 者  $\mathcal{O}$ う ち 施 行 日 カン 5 雇 用 保 険 法 (昭 和 匹 十 九 年

法 律 :第百· 十六号) による失業等給付 の受給資格を取得す るまでの 間 に当 該施 行 日 後  $\mathcal{O}$ 研 究 機 構 等を退 職

た 玉 ŧ 家  $\mathcal{O}$ 公 で 務 あ 員 退 0 て、 職 手 そ 当 法  $\mathcal{O}$ 退 第 職 十 条 L た  $\mathcal{O}$ 規 日 ま 定 で当 に ょ 該 る 退 施 職 行 日 丰 当 前  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 支 研 給 究 機 を受け 構 等 ることが  $\mathcal{O}$ 職 員 とし できる て 在 職 ŧ  $\mathcal{O}$ L た に 対 t 0) L とし 7 は た な 同 5 条 ば  $\mathcal{O}$ 

規 定  $\mathcal{O}$ 例 算定 L た退 職 手 当  $\mathcal{O}$ 額 に 相当す 額を退す 職手当として支給するものとする。

る

玉 家 公務員 退 職手 当 法 0) 適 用 に 関 す え経過! 措 置

に

ょ

ŋ

第五 条 施 行 日 前 に 施 行 日 前  $\mathcal{O}$ 研 究 機 構 等を退 職 L た者 に 関 す る国家 公務 員 退 職 手 当 T法第· 十二条 の二及 び 第

条  $\mathcal{O}$  $\equiv$  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 に 0 1 7 は 独 立 行 政 法 人 農 業 生 物 系 特 定 産 業 技 術 研 究 機 構 独 立 行 政 法 人 農

大学 校、 独 立 行 政 法 人 農 業 工 学 研 究 所 及 び 独 立 行 政 法 人 食 品 総 合 研 究 所 を 退 職 L た 者 に あ 0 7 は 独 <u>\\ \</u>

行 政 法 人農業 食品 産 業技 術 総 合 研 究 機 構  $\mathcal{O}$ 独 立 行 政 法 人 水産 総 合研 究 セ ン タ 及 び 独 <u>\forall</u> 行 政 法 人 さ ゖ

ます 資 源管 理 セ ン タ を退 職 L た者 に あ 0 T は 独立行 政 法 人水 産 総 合研究セ ン タ 0 独 <u>7</u> 行 政 法 人 種

苗管 理 セ ン タ ] を退 職 L た者に あ 0 て は 独 <u>\frac{1}{1}</u> 行 政 法 人 種 描 管 理 セ ン タ  $\mathcal{O}$ 独 <u>\frac{1}{2}</u> 行 政 法 人 家畜改良セ

を 退 職 L た 者 に あ 0 て は 独 立 行 政 法 人家 畜 改 良 セ ン タ  $\mathcal{O}$ 独 立 行 政 法 人 林 木 育 種 セ ン タ を 退 職 た

者 政 法 12 人 あ 水 0 産大学校 7 は 独 立  $\mathcal{O}$ 行 政 独立 法 人 行 林 政法 木 育 人農業 種 セ ン 生物 タ 資  $\mathcal{O}$ 源 研 独 究所 立 行 を退 政 法 職 人 L 水 た者に 産 大学 あ 校 0 を 7 退 は 職 独 <u>八</u> た者 行 政法 に あ 人 0 八農業: 7 は 生 独 物 立 資 行

26 -

 $\mathcal{O}_{\mathbf{k}}$ 源 研 究所 独 立 0 行 政 法 独 立行: 人国 際 政 農林 法 人農業環境 水 産 業 研 技術 究セン 研 タ 究 が所を退 を退 職 職 L L た者に た 者 に あ あ って 0 7 は は 独立 独 立 行 行 政 政 法 法 人農業 人国 際 農林 環境 技 水 産 術 業 研 究 研 究 所

は、 同法第十二条の二 第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

セ

ン

タ

0

独立行

政法

人森林総合研究所を退職した者にあっては

独立

行政法人森林総合研究

所の

理

事

長

## (労働組合についての経過措置)

二百

五

+

·七号。

次条

に

お

1

7

特

光光」

とい

う。

第四

条第

二項

に

規定する労働

組

合で

あ

0

て、

そ

 $\mathcal{O}$ 

構

成

第六条 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 0) 際 現 に 存する特定独 <u>\frac{1}{1}</u> 行 政 法 人等の 労働 関 係 に 関する法 律 昭昭 和 二十三年法 律 第

行 員  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 際労働 過 半数が 組 合法 附則第二条の (昭 和二十四年法律第百七十四号) 規定により施行 日 後  $\mathcal{O}$ 研究機 の適用を受ける労働組合となるものとする。 構 等の職員となる者であるものは  $\mathcal{O}$ 法 この 律  $\mathcal{O}$ 場 施

合に お 7 て、 当 「該労働 組 合が 法 人であるときは、 法人である労働 組合となるものとする。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 法 人で あ る労働 組 合とな らった t  $\mathcal{O}$ は、 施 行 日 か 5 起算 して六十日 を経 過 す Ź 日 ま でに

労 働 組 合 法 第 二条 及 び 第 五 条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 にこ 滴 合する る旨  $\mathcal{O}$ 労働 委 員 会  $\mathcal{O}$ 証 明を受け、 カン つ、 その主 たる

務 所 の所在 地にお いて登記 しなけ れば、 その 日 この経過 により解散するものとする。

事

3 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り労働 組 合法  $\mathcal{O}$ 適 用 を受け る労働 組 合とな 0 た t  $\mathcal{O}$ に つい て は 施 行 日 か 5 起算

六 十 日 を経 過 す る 日 ま で は 同 法 第 条 ただ L 書 ) 第 号に 係 る 部 分に 限 る。  $\mathcal{O}$ 規 定 は 適 用 な

(不当労働行為の申立て等についての経過措置)

第七 条 施 行 日 前 に特労法第十八条 の規定に基づき施行 日 前  $\mathcal{O}$ 研 究機構等が でした解説 雇に係る中央労働委員会

に 対する申 <u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u> 7 及び 中 -央労働 委員会に よる 命 令  $\mathcal{O}$ 期 間 に 0 7) 7 は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に 、よる。

2

 $\mathcal{O}$ 

法

律

 $\mathcal{O}$ 

施

行

 $\mathcal{O}$ 

際

現

に

中

-央労

働

委員

会に

係

属

L

7

1

る施

行

日

前

 $\mathcal{O}$ 

研

究

機

構

等

とその

職

員

に

係る特

労法

 $\mathcal{O}$ 適 用 を受け る 労働 組 合とを当事 者とする あ 0 せ ん 調 停 又 は 仲 裁 に 係 る 事 件 に 関 す Ź 特 労法 第 三章 第

十二条から第十六条 ま での 規定を除く。 及び第六章に規定する事 項に つい 7 は な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。

農業者大学校等の解散等)

第 八条 農業者大学校等 は、 ک  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 時 に お 1 7 解散するも のとし、 次項  $\mathcal{O}$ 規定 に より 玉 が 承 継 す

る資 産 を除 き、 そ  $\mathcal{O}$ 切 0 権 利 及 び 義 務 は そ  $\overline{\mathcal{O}}$ 時 に お V 7 独 <u>\forall \tag{ } \langle \tag{ }</u> 行 政 法 人農 業 • 食 品品 産 業 技 術 総 合 研 究 機

構が承継する。

2  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 の際現に農業者大学校等が有する権利のうち、 独立行政法人農業 食品産業技術 総 合研

究機 構 が そ 0) 業務を 確 実に 実施、 す っるため ĺΞ . 必 要な資 産 以外 O資 産 は、 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 時 に お 1 て 玉 が 承

継する。

3 前 項  $\mathcal{O}$ 規定により 国が承継する資産の範囲その 他当該資産の 国 0) 承継に関 L 必要な事 項 は、 政令で定

める。

4 農業者大学校等の平成十八年三月三十一日に終 わる事業年度に おける業務の実績 につい て  $\mathcal{O}$ 独 立行 政 法

人通 則 法 平 成 十 年 法 律 第 百三号。 以下 通 則 法 という。 第三十二条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 にこ ょ る評 価 及 び

同 日 に 終 わ る 中 期 目 標  $\mathcal{O}$ 期 間 (通 則 法 第二十 九 条第一 二項 第 号に 規 定す る中 期 目 標  $\mathcal{O}$ 期 間 を い う。 以 下 同

に お け る業務 の実績に つい 7  $\mathcal{O}$ 通則法第三十四条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による評 価 は 独 <u>\frac{1}{2}</u> 行 政 法 人農 業

産業技術 総 合研究機構が受けるものとする。 この場合におい て、 通則法第三十二条第三項 (通 則 法 第

産業技術総合研究機構に対してなされるものとする。

三十

应

条第三

項

にお

*\* \

て準

用する場合を含む。)

の規定による通

知

及び

勧告

は、

独立行

政法

人農業

食品

5 農 覚業者. 大学 校 等  $\mathcal{O}$ 平 成 +八 年三月三十 日 に終 わ る中 期 目 標  $\mathcal{O}$ 期 間 に 「係る通 則法第三十三条  $\mathcal{O}$ 規定によ

る 事 業報告書  $\mathcal{O}$ 提出 及び公表は 独立行政法 人農業 食品 産業技術 総 合研究機構 が行うものとする。

農業者大学校等の 平 成 十 八年三月三十一 日 に 終 わ る事 業年 -度に係る る通 則法第三十八条及び第三十 九 条  $\mathcal{O}$ 

6

規 定 に ょ り 財 務 諸 表 等 12 関 L 独 <u>\f</u> 行 政 法 人 が 行 わ な け れ ば なら な 7 とされる行 為 は 独 <u>\f\</u> 行 政 法 人農 業

食品産業技術総合研究機構が行うものとする。

7 農業者大学校等の平 成十八年三月三十一日に終わる事業年度における通則法第四十四 条第一 項及び

項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による利 益 及 び 損 失の 処 理 に 係 る業務 は、 独立 行 政 法 人農業 食品 産業技 術 総 合 研 究 機 構 が 行う

ものとする。

8 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 処 理 に お 7 て、 通 則 法 第 匹 + 兀 1条第 項 及び 第二項  $\hat{O}$ 規 定 に ょ る整 理 を行 0 た後、 同

条 第 項 0 規定による積立 金があるときは 当 該 積立 金  $\overline{\mathcal{O}}$ 処分は、 独立 行 政法 人農業 食 品品 産 業技 術 総 合

研 究 機 構が 行うものとする。 この場合にお いて、 附則第二十一条の規定による廃 止 一前  $\mathcal{O}$ 独 <u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u> 行 政 法 人 農業

者大学校法 平 成十 年法 1律第百 八十八号。 以下 「旧農業者大学校法」 という。) 第十 条、 附則 第二十

条 0 規 定 に ょ る廃 止 前  $\mathcal{O}$ 独 立 行 政 法 人農 業 工 学 研 究 所 法 平 成 + 年 法 律 第 百 九 + 五. 号。 以下 旧 農業

工 学 研 究 所 法 とい う。 第十 条 及 U 附 則 第二十 条  $\mathcal{O}$ 規定に ょ る廃 止 前  $\mathcal{O}$ 独 <u>\frac{1}{1}</u> 行 政 法 人食 品 総 合 研 究

所法 (平成十 年法律第百九十六号。 以下 旧 食品総合研 究所法」という。 第十一条の規定 (これらの

業 と 規 あ 定 工 学 に る 係  $\mathcal{O}$ 研 究 る は 罰 所 独 法 則を含む。 第 立 行 + 政 法 条第 人 農業 は、 項 な 及 食 お 75 その 品品 旧 産業 食 効 品 技 総 力を有するも 術 合 研 総 合 究 研 所 究 法 機 第 のとし、 構 +  $\mathcal{O}$ 平 条 第 成 旧 · 農業者-+ 凣 項 年四 中 大学 当 月 校法 該 日 中 第 に始 期 + 目 ま 標 る 条第  $\mathcal{O}$ 期 と 間 項  $\mathcal{O}$ 次 次 旧  $\mathcal{O}$ 農  $\mathcal{O}$ 

標 期 間 け る前条」 期 標 期 間 る独 一行 政法 食品 産業技

合 研 究 機 構 法 平 成十 <del>--</del> 年 法 律 第 百 九 十二号) 第十 兀 条」 とする。

中

期

目

 $\mathcal{O}$ 

に

お

とあ

る

0

は

中

目

 $\mathcal{O}$ 

に

お

け

立

人農業

術

総

9 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 農業者大学 校 等 が 解 散 L た 場合 に お け る 解 散  $\mathcal{O}$ 登 記 に 0 1 て は、 政 令 で定め

独 立 行 政 法 人 農業 食 品品 産 業 技 術 総 合 研 究 機 構  $\mathcal{O}$ 出 資

第

九  $\mathcal{O}$ び 法 条 第 義 価 + 務 額 を承 前 (同 条 条 継 第 条 第 第 L 項 たときは 項 八項  $\mathcal{O}$ 規  $\mathcal{O}$ 旧 規定に 農業 定 に その ょ 工 学 より ŋ 研 独 承 立 究 な 継 お 行 所  $\mathcal{O}$ 際、 そ 法 政 第 法  $\mathcal{O}$ 独 + 効 人 農業 <u>\frac{1}{1}</u> 力を有する 条第 行 政 法 食 項 人農業 品 ŧ 又 産業技術 は  $\mathcal{O}$ とし 旧 食 食 7 総 品 品 合研 読 総 産 屋業技術: み替えて 合 究機構が農業者大学校 研 究 所 総 合 法 適 用 研 第 究機 され 十 条 る 構 第 旧 が 農 承 等 業者大学 継 項 す  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る 権 規 資 利 定 12 校 産 及

ょ る 承 認 を受 け た 金 額 が あ るとき は 当 該 金 額 に 相 当 す る 金 額 を 除 カン 5 負 債  $\mathcal{O}$ 金 額 を 差 引 1 た 額

は 政 府 か 5 独立 一行 政法 人農業 食 品 産業: 技 術 総 合 研 究 機 構 に 対 L 第 条  $\mathcal{O}$ 規定に よ る 改 Ē 後  $\mathcal{O}$ 独 <u>\f}</u> 行 政

法 人農業 食品 産 業 技 術 総 合 研 究機 構 法 (以下 新研 究 機 構法」 という。 第 十 五. 条第 号に 掲 げる業務

に 必 要な 資 金 に 充て るべ きも  $\mathcal{O}$ とし て示い L て 出 資 É れ たも  $\mathcal{O}$ とす Ź。 この 場 合に お 1 て、 独 <u>\frac{1}{1}</u> 行 政 法 人 農

業 食品 産 業 (技術) 総 合 ·研究機 構 は 新 研 究 機 構 法第六条第二 項  $\hat{O}$ 認 可を受けることなく、 その 額に ょ り 資

本 金を増い 加するものとする。

2 前 項に規定する資 産  $\mathcal{O}$ 価 額 は、 施 行 日 現 在 に おける時 価 を基準とし て評価委員 ハが評別 価 L た価額とする。

3 前 項  $\mathcal{O}$ 評 価 委 員 そ  $\mathcal{O}$ 他 評 価 12 関 L 必 要な 事 項 は、 政 令 で定める。

独

行

政

法

人

ノ農業

食

品品

産

業

技

術

総

合研

究

機

構

が

権

利

を

承

継

す

Ś

場

合に

お

け

る

非

課

税

第十条 附 則 第八条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に より 独立 行 政 法 人農業 食品産業技術 総合研究 究 機 構 が 権 利 を承継す る場

合に お け る当該 承継 に 伴う登記又は登録に つい 7 は、 登録 免許税を課さな

2 附 則 第 八 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規定に より 独立 行 政 法 人農 業 食品 産 業 技 術 総 合研 究機 構 が 権 利 を承 継する場合に

お け る当 該 承 継 に 係 る 不 動 産 又は 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得 に 対 L 7 は、 不 動 産 取 襣 税 又は 自 動 車 取 得 税 を課すること

が できな

独 立行政法 乙人農業 生物 系特定産業技術研究機構に対してされた出資に関する経過措 置

第 + 条 施 行 日 前 に 政 府 及 び 政 府 以 外  $\mathcal{O}$ 者 か 5 独 <u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u> 行 政 法 人 ノ農業 生 物 系 特 定 産 業 技 術 研 究機 構 に 対 L 第

条  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 改 正 前  $\mathcal{O}$ 独 立 行 政 法 人農 業 生 物 系 特 定 産 業 技 術 研 究 機 構 法 以 下 旧 研 究 機 構 法 لح

1 う。 第十 四条第二号に 掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示 して出資され た出 資 金 に 相

当す んる金額 **(**政 府の 出 資 金に相当する金額に っつい ては、 当該 金額 か ら附 則第十三条第五 項に規定する農林

水 産 大臣 が 財 務 大臣、 と 協議 L て定め る金額を控除 し た額 E 相当す Ś 金額) は、 それぞれ、 政 府 及び当 該 政

府 以 外  $\mathcal{O}$ 者 か 5 新 研 究 機 構 法 第 + 五. 条第三号に · 掲 げ ,る業: 務 E 必要など 資 金に 充 てるべ きも 0) とし て示 L 7 出

資されたものとみなす。

独 行 政法 人農業 食品 産業技術総合研究機構  $\mathcal{O}$ 役員に関 する特例

第十二条 独 <u>\frac{1}{1}</u> 一行政法 人農業 食品 産業技術 総 合研究機 構 に、 役員として、 新研究機構法第九条第二項 に定

 $\Diamond$ る t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 当 分  $\mathcal{O}$ 間 理事二人を置くことができる。 この 場 合に お 7 て、 その 理事  $\mathcal{O}$ 任 期 は 新 研

究 機 構 法 第 十 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ 5 ず、 年とすることができる。

独 <u>\frac{\frac{1}{3}}{1}</u> 行 政 法 人 ノ農業 食 品 産 業 技 術 総 合研 究 機 構  $\mathcal{O}$ 業 務  $\mathcal{O}$ 特 例

第十三条 独立 一行政法 人農業 食品 産業技術 総 合研 究機 構 は 新研 究機構法第十四条に規定する業務の ほ か

政令で指定する日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 旧 研 究機構法第十三条第 項第四号の 規定によりされ た 出 資 に · 係 る株 式 0

処分の業務を行う。

2 独 行 政法 人農業 食品産業技術総合研究機構 は、 新 研究機構法第十四条及び 前項に規定する業務  $\mathcal{O}$ ほ

か、 旧 研 究機 構法第十三条第 項第四号の 規定により 貸し 付けられた資金に係る債権  $\mathcal{O}$ 口 [収が] 終了する るま

での間、当該債権の管理及び回収の業務を行う。

3 独 77 行 政 法 人 八農業 食 品 産 業技 術 総 合研 究 機 構 は、 前 二項に規定する業務 に附帯 する業務を行うことが

できる。

4 独 <u>工</u> 行 政法 乙人農業 食品産業技術総合研究機構 は、 前三 項に規定する業務 ( 以 下 「特例業務」

に 係 る経理に つい て は、 その 他 の経理と区分し、 特別 の勘定 ( 以 下 「特例業務勘定」 という。 を設け

て整理しなければならない。

5 施 行 日 前 に 政 府 カ 5 独 <u>\frac{1}{1}</u> 行 政 法 人農業 生 物 系 特定 産 業 技 術 研 究 機 構 に 対 L 旧 研 究機 構 法 第 +兀 条 第二

号に 掲 げ る業 務 に 必必 要 な 資 金 に 充て るべ きも  $\mathcal{O}$ として示し て 出 資 さ れ た出資 金 に 相 当す る 金 額  $\mathcal{O}$ う 特

例業務に必要な資金に充てるべきものとして農林水産大臣が財務大臣と協議して定める金額は、 政府 から

特 例 業務 に 必 要な資 金 に充てるべ きものとして示 して出資され た ŧ のとみなす。

6 新 研 究 機 構 法 第 + 六 条第 項 か 5 第 兀 項 ま で 0 規 定 は、 特 例 業 務 勘 定に つい 7 潍 用す る。  $\mathcal{O}$ 場 合 に お

1 て、 同 条第 項 中 通 則 法 第四 + 应 条第 項 とあ る 0) は 「独立 ・ 行 <u>`</u>政法· 人に係る改革 を推 進す るため  $\mathcal{O}$ 

農林 水産 省関係法律 0) 整 備 に関す る法律 (平成十八年 法 律 第 号。 以下この項にお 1 て 整 備 法

لح

1 う。 附則第十三条第六 ハ項にお 7 て 準用する る第 四 項  $\mathcal{O}$ 規定により 読み替えられ た通 則 法 第四 + 兀 条第

項」 第十 应 条 とあ る  $\mathcal{O}$ は 整 備 法 附 則 第 十三条 第 項 か 5 第三 項 ま で と 同 条 第 項 中 主 務

省 ( 前 条第二号に 掲 げ る業 務 に 係 る Ł  $\mathcal{O}$ に 0 1 7 は、 農 林 水 産 省 財 務 省 及び 第二条符 第 号  $\mathcal{O}$ 政 令 で 定 8

る業 種 に属する事業を所管する省)」 とある のは 「農: 林 水 産 省、 財 務 省及び第二条第三号の政令で定 める

業種に属する事業を所管する省」と読み替えるものとする。

7 第 項 か 5 第三項 ま での 規定に より 独立 行 政 法 人農業 • 食 品 産業: 技 術 総合研 究機 構 が 特 例業務 ぞ行う場

合 に は 新 研 究 機 構 法 第 + 六 条第 六 項 中 前 各 項 とあ る  $\mathcal{O}$ は 独 <u>\f</u> 行 政 法 人 に 係 る改 革 を推 進 す る た 8

関 係 法 律  $\mathcal{O}$ 整 備 12 関 す る 法 律 平 成 + 八 年 法 律 第 号。 以 下 整 備 法 とい 附 則

 $\mathcal{O}$ 

林

水

産

省

第 十三条第六項の規定により読み替えて準用する第 項か ら第四項まで」 ٢, 新 研 究機構法第二十 条第

項第二号中 同 条第 五 項 とあ る  $\mathcal{O}$ は 同 条第 五. 項 及 CK 整 備 法 附 則第十三条第六項」 と、 新 研 究 機 構 法

第二十二条第 項 第二号 及 Ű 第 匝 号 か 5 第六 号 ま で  $\mathcal{O}$ 規 定 中 又 は 第三号に 掲げ る 業務 とあ る  $\mathcal{O}$ は 若

Š は第三号に掲げ る業務又は整 備 法 附則第 十三条第四 頃に 規定する特例業務」 と、 新 研 究機 構 法第二十

五 条 第 一号中 この 法律」 とあ るのは この 法律及び整備 法 . 附則第十三条第六項の規定に より 読み替えて

準 甪 する第十六条第 項」 と、 同 条第二号中 「第十四 条」 とあ る  $\mathcal{O}$ は 「第十四 条及び整 備 法 附 則第十三条

第一項から第三項まで」とする。

第十 几 条 独 <u>\\ \</u> 行 政 法 人 人農業 食品 産 業 技 術 総 合研 究 機 構 は 特 例 業 務 を終 えたときは、 特 例 業 務 勘定 を廃

止 す るものとし、 そ  $\mathcal{O}$ 廃 止  $\mathcal{O}$ 際 特 例 業務勘定につ *\* \ 、てそのは 債務を弁済し てなお残余財産が あるときは、 そ

の財産は、国庫に帰属する。

2 独 77 行 政 法 人農業 食品 産 業技 術 総 合研 究機 構 は、 前 項  $\mathcal{O}$ 規定 に より 特例 業務 勘定を廃 止 したときは

そ  $\bar{\mathcal{O}}$ 廃 止  $\mathcal{O}$ 際 特 例 業 務 勘 定 に 属 す る資 本 金  $\mathcal{O}$ 額 に ょ り 資 本 金 を減 少 するも のとする。

独 立 行 政 法 人 ノ農業 生 物 系 特定 産 業 技 術 研 究 機 構 が L た 長 期 借 入 金 に 関 す る 経 過 措 置

第十五条 施 行 日 前 に 旧 研 究 機構法 第十六条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に より /独立行 改法· 人農業 生物 系特定産業技術 研

究機 構 が L た 長 期借 入金に 0 ١ ر 7 は 旧 研 究 機 人構法第-+ -七条、 第二十二条第 項 (第一号に係 る部 分に限

る。 及び第二十 五 条 ( 第 号には 係 る 部 分 に 限 る。 0 規 定 は、 な お そ  $\overline{\mathcal{O}}$ 効 力を有する。

(独立行政法人さけ・ます資源管理センターの解散等)

第十六条 独立 行政法人さけ・ ます資源管理セ ン タ は、 こ の 法律の施行の時 にお いて解散するものとし、

次項  $\bigcirc$ 規定によ ŋ 国が 承継する資産を除き、 その \_\_ 切  $\mathcal{O}$ 権利及び 義務は、 その時 に おい て 独立 一行政法· 人水

産総合研究センターが承継する。

2  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 (Z 独 <u>\f</u> 行 政 法 人さけ ます資 源管 理 セ ン タ が 有 す á 権 利 のうち、 独 立 行 政 法 人

水 産 総 合研究 セ ンタ ] が そ  $\tilde{\mathcal{O}}$ 業務、 を 確実に実施するために 必要な資産 以外  $\mathcal{O}$ 資 産 は、  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 時

において国が承継する。

3 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定により 玉 が 承 継する資 産の範囲 その 他当 該 資 産 0 国  $\mathcal{O}$ 承 が継に関 必 要な事 項 は、 政令 で定

める。

4 独 <u>\frac{\frac{1}{3}}{1}</u> 行 政 法 人 くさけ ま す 資 源 管 理 セ ン タ  $\mathcal{O}$ 平 成 十八 年三 月三十 日 に 終 わ る 事 業年 度 に お け る業 務  $\mathcal{O}$ 

実績 気につい て 0 通則法第三十二条第一 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による評 価 及び 同 日に終わる中 期 目 標  $\mathcal{O}$ 期 間 に お れける。 業務

け の実績に る のとする。 っつい 7  $\mathcal{O}$ この 通 則法第三十四 場合にお 7 て、 条 第 通 項の規定による評 則法第三十二条第三 価 項 は、 (通 独立 則法第一 一行政法 三十 人水 匹 条第三 產 足総合研 項 究セ に お ンタ 1 7 ] 潍 が受 用 す

る場合を含む。) の規定による通知及び勧告は、 独立行政法人水産総合研究センター に対してなされるも

のとする。

5 独立行政法人さけ ・ます資源管理セ ンタ の平成十八年三月三十一日に終わ る中 -期目 標  $\mathcal{O}$ 期 間 に係 る通

則 法第三十三条の規定に よる事業報告 書の 提 出 及 及び公表 は、 独立行政 法 人水産総合研 究 セ ンタ 1 が 行 うも

のとする。

6 独立 行政法人さけ・ます資源管理センターの平成十八年三月三十一日に終わる事業年度に係る通則法第

三十八条及び第三十九条の規定により財務諸 表等に関 し独立行政法人が行わなければならないとされ

為は、 独立行: 政 以法人水 産総合研究セン ター が行うも のとする。

7 独 <u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u> 行 政 法 人さけ ます資源 管 理 セ ンタ ]  $\mathcal{O}$ 平 成十八年三月三十一日 に 終 わ る 事 業年 度に お け つる通 則 法

第四 +兀 条第 項 反 び 第 項  $\hat{O}$ 規定に による利力 益及び )損失の. 処 理に係る業務 は、 独立 ·行政法· 人水産総 合 研 究

センターが行うものとする。

8 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に よる 処 理 に お 1 て、 通 則 法 第 匹 + 匹 [条第 項 及び 第 二項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る整 理 を行 0 た 後

条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 積 <u>\f</u> 金 が あ るとき は 当 該 積 <u>V</u> 金  $\mathcal{O}$ 処 分 は 独 立 行 政 法 人 水 産 総 合 研 究 七 ン タ 同 が

行う É のとする。 こ の 場合にお *(* \ て、 附則第二十 条  $\mathcal{O}$ 規定に よる 廃 止 前  $\mathcal{O}$ 独 立 行 政法 人さけ ます 資 源

管 理 セ ン タ 法 平 成 + 年法律等 -第百-九十号。 次条第一 項に お 7 て 旧 さけ ます 資源 管 理 セ ン タ 法

とい う。 第十一条  $\mathcal{O}$ 規定 同 条  $\mathcal{O}$ 規定 に 係 る罰 則を含む。 は、 なおそ  $\mathcal{O}$ 効力を有する ŧ 0 同 条

第 項 中 当 該 中 期 目 標  $\mathcal{O}$ 期 間  $\mathcal{O}$ 次  $\mathcal{O}$ とあ る  $\mathcal{O}$ は 独 <u>\f</u> 行 政 法 人 水 産 総 合 研 究 セ ン タ  $\mathcal{O}$ 亚 成 + 八 年 兀

月 日 に 始 ま る 次  $\mathcal{O}$ 中 期 目 標  $\mathcal{O}$ 期 間 に お け る 前 条」 کے あ る  $\mathcal{O}$ は 中 期 目 標  $\mathcal{O}$ 期 間 に お け る 独 立 行

政 法 人 水 産 総 合研究セ ン タ ] 法 平 成十 年 法 律 -第 百. 九十 九 号) 第十 \_\_ 条 第 項及び第二 項」 とする。

9 第 項  $\mathcal{O}$ 規定によ り 独 <u>\frac{1}{1}</u> 行政法人さけ ます資源管理 セ ン タ ĺ が 解散 した場合における解散 の登記 につ

1 7 は 政 令で 定め る。

独 立 行 政 法 人 水 産 総 合研 究 セ ン タ 0) 出 資

第十 七 条 前 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ 1) 独 立 行 政 法 人 水 産 総 合 研 究 セ ン タ が 独 立 行 政 法 人さ け ま す 資 源 管 理

セ ン タ ]  $\mathcal{O}$ 権 利 及び 義 務を承継したときは、 そ  $\mathcal{O}$ 承 継  $\mathcal{O}$ 際 独立 行 政 法 人水 産 総 合研究セ ン タ 1 が 承 継 す

る資 産  $\mathcal{O}$ 価 額 同 条第 八項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ な お その 効力を有するも 0 として読 み替えて適 用 され る旧さけ

ま す 資 源 管 理 セ ン タ 法 第 十 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定に よる承 認 を受け た 金 額 が あ るときは、 当 該 金 額 12 相 当す

る金額を除く。 か 5 負債  $\mathcal{O}$ 金額を差し引 V た額 は、 政 府 か ら独立行 政 法 人水 産 総合研究 究 セ ン タ 1 に 対 ĺ

出 資されたものとする。 この 場合にお いて、 独立 行政法人水産総合研究センター は、 そ  $\mathcal{O}$ 額により資本金

を増加するものとする。

2 附 則 第 九 条 第二項及び第三項  $\mathcal{O}$ 規 定 は、 前 項 0 資 産  $\mathcal{O}$ 価 額 に つい て準 用 でする。

独 <u>\f</u> 行 政 法 人 水 産 総 合研 究 セ ン タ に ょ る 玉 有 財 産  $\mathcal{O}$ 無 償 使 用

第十 八 条 農林 水産大 臣 は、 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際現に 独立 行 政法人さけ・ ます資源管理センター に使用され

7 1 る国 有 財 産 (国 有 財 産 法 (昭 和二十三年 法律第七十三号) 第二条第一 項に規定する国 有 財 産 をを う。

で あって政令で定め るもの を、 政令で定めるところにより、 独立 一行政法 人水 産 一総合研 究セ ン ター  $\mathcal{O}$ 用に

供 す るた め、 独 立 行 政 法 人 水 産 総 合 研 究 セ ン タ に 無償 で 使 用させることができる。

独 <u>\f</u> 行 政 法 人 水 産 総 合 研 究 セ ン タ が 権 利 を 承 継 す る 場 合 に お け る 非 課 税

第十 九 条 附 則 第 十六条第 項 の規定により /独立/ 一行政法-人水 産総合研究セ ンター が 権利を承継する場合にお

ける当該 承 継 12 係 る 不 動 産 又は、 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取得に 対 しては、 不動 産 取得税又は自 動 車 取得税を課することが

できな

独立行政法 人種苗管理センター の業務の 特 例

第二十条

独立行政法人種苗管理セン

タ

ーは、

第三条の規定による改正後の独立行政法人種苗管理センター

7

法 (次項に お V 「新 種 苗管理センター 法 という。) 第十一条に規定する業務  $\mathcal{O}$ ほ か、 平成十九年三月

三十一 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間、 茶 樹  $\mathcal{O}$ 増 殖 に 必 要な種 苗  $\mathcal{O}$ 生 一産及び 配 布 並びにこれらに 附 帯 す る業務 を行う。

2

前

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

ŋ

独

 $\frac{1}{\sqrt{1}}$ 行

政

法

人

種

苗

管

理

セ

ン

タ

が 同

項

に

規定す

る業務を行う場

合に

は、

新

種

描

管

理

セ

ン タ 法第十二条第 項 中 「前条」 とある 0 は 前 条及び 独立行 政法人に係る改革を推進するための 農林

水 産 省関係法律の整備 に関する法律 (平成十八年法律第 号。

第十五条第一号にお

いて

整整

備

法

لح

第

附則第二十条第一 項」と、 新 種苗 管理センター 法第十五条第一号中 「第十一条」 とあるのは

十 一 条及び 整 備 法 附 則 第二十条第 項」とする。

1

. う。 )

独 <u>\frac{1}{12}</u> 行 政 法 人 八農業者・ 大学 校 法 等  $\mathcal{O}$ 廃 正

第二十一条 次に 掲げ る法律は は、 廃止する。

- 独立行政法人農業者大学校法
- 二 独立行政法人農業工学研究所法
- 三 独立行政法人食品総合研究所法

四 独立行政法人さけ・ます資源管理センター法

(罰則に関する経過措置)

第二十二条 施 行 日前 に した行為に対する罰 則 の適 用 に ついては、 な お 従前 の例 に 、よる。

(政令への委任)

第二十三条 この 附則に規定するもののほ か、 この法律の施行に関 し必要な経過措置は、 政令で定める。

(水産資源保護法の一部改正)

第二十四条 水 産資 源 保護法 昭昭 和二十六年法律第三百十三号) の 一 部を次のように改正する。

第二十条第 項 中 増 殖 を図るた め に 独 <u>八</u> 行政法人さけ・ます資源管理センター」 を 個 体 群 がの維 持 (T)

ために独立行政法人水産総合研究センター」に改める。

(農業機械化促進法の一部改正)

第二十五条 農業機械 化促進 法 昭 和 二十八年法律第二百五十二号) の一部を次のように改正する。

第五 条の二第二項第 号 中 独 立 行 政法 1人農業 • 生物 系特定産業技 術 研 究機 構 を 独 立行政 法 人農業

・食品産業技術総合研究機構」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正等)

第二十六条 国家公務員共済組 合法 (昭和三十三年法律第百二十八号) *(*) 部を次のように改正する。

第三条第二項第四号中 「並びに独立 ·行政法· 人林木育種 センター及び 独立 一行 政法 1人森林( :総合研 究所 を削

る。

第百二十四条の三中 「第八条第一項中」を「同条第二項第四号中「林野庁」とあるのは 「林野庁並びに

独立行政法人林木育種センター及び独立行政法人森林総合研究所」と、 第八条第一 項中」 に改める。

別表第三に次のように加える。

| 独立行政法人家畜改良センター                | 独立行政法人種苗管理センター                |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 独立行政法人家畜改良センター法(平成十一年法律第百八十五号 | 独立行政法人種苗管理センター法(平成十一年法律第百八十四号 |

| 独立行政法人林木育種センター | 独立行政法人林木育種センター法(平成十一年法律第百八十九号  |
|----------------|--------------------------------|
|                |                                |
| 独立行政法人水産大学校    | 独立行政法人水産大学校法(平成十一年法律第百九十一号)    |
| 独立行政法人農業・食品産業技 | 独立行政法人農業·食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法  |
| 術総合研究機構        | 律第百九十二号)                       |
| 独立行政法人農業生物資源研究 | 独立行政法人農業生物資源研究所法(平成十一年法律第百九十三  |
| 所              | 号)                             |
| 独立行政法人農業環境技術研究 | 独立行政法人農業環境技術研究所法(平成十一年法律第百九十四  |
| 所              | 号)                             |
| 独立行政法人国際農林水産業研 | 独立行政法人国際農林水産業研究センター法(平成十一年法律第  |
| 究センター          | 百九十七号)                         |
| 独立行政法人森林総合研究所  | 独立行政法人森林総合研究所法 (平成十一年法律第百九十八号) |

独 <u>\frac{1}{1}</u> 行 政 法 人 水 産 総 合 研 究 セ ン 独 九 号 <u>\frac{1}{1}</u> 行 政 法 人 水 産 総 合研 究 セ ン タ 法 平 成 + 年 法 律 第 百 九

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に よる改 正 後  $\mathcal{O}$ 国 家公務員共済 組 合法第百二十四条 O三の 規 定 に ょ り 同 法第二条第 項 第

号に 規定す る職 員とみ なし 7 同 法 0) 規定を適用することとされる独立行 政 法 人水 産 大学校及び 独 立行 政 法

人 水 産 総 合 研 究セン タ 0) 職 員 のうち、 同法第百 十九九 条 に規定す んる船員 組合員で あ る者 に つ 7 7 は 船 員

保 険 法 韶 和 + 兀 年 法 律 :第七 十三号) 第十 七 条  $\mathcal{O}$ 規定 に か か わ 5 ず、 同 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に よる 船 員 保 険  $\mathcal{O}$ 被 保 険

収 者 等 で に な 関 1 する ŧ  $\mathcal{O}$ 法律 لح 4 な (昭 和 て、 匹 + 労 働 年 者 法 災 律 害 第八十四 補 償 保 ·四号) 険 法 (昭 及び 和 雇 二十二年 用保険法 法 律  $\mathcal{O}$ 規定を適用する。 第 五 十号) 労働 保 険  $\mathcal{O}$ 保 険 料  $\mathcal{O}$ 徴

兀

食 品安全基本 法  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第二十七条 食品 安全基 本 法 平 成 + 五 年 法 律第四 十八号) 0) 部を次の ように改 Ē する。

第二十 七条第 三項 中 独 立 行 政 法 人 農 業 生 物 系 特 定 産 業 技 術 研 究 機 構 法 を 独 立 行 政 法 人農 業 食

品 産 業 技 術 総 合 研 究 機 構 法 に、 第十 九 条 第 項 を 第 十 凣 条 第 項」 に、 第十二 条 第 項 独 <u>\frac{1}{1}</u>

政 法 人食品 [総合研 究 所法 (平成十一 年法律第百九十六号)第十二条第一 項」を 「第十三条第 項 に、

行

- 第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第二十八条 印 紙 税法 昭 和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別 表第三の文書名 の欄中 「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構 法 を 「独立行政法人農業

食 品 産 業技 術総合研究機 構法」に、 「第十三条第一項第 号から第三号まで」 を 「第十四 条第 項 第

号か ら第四 号まで及び第十号」に改 め、 同 表  $\mathcal{O}$ 作 :成者  $\mathcal{O}$ 欄 中 「独立行政 法 人農業 生物 系 特定産業技 術 研

究機 構 を 強 <u>\f</u> 行 政 法 人農 業 食品 産 業 技 術 総 合研 究 機 構 に改  $\otimes$ る。

(農林水産省設置法の一部改正)

第二十九条 農林水産省設置法 (平成十一年法律第九十八号) の一部を次のように改正する。

第十三条第五号イを次のように改める。

イ 独立行政法人農業·食品産業技術総合研究機構

第十三条第五号中二及びホを削り、へを二とする。